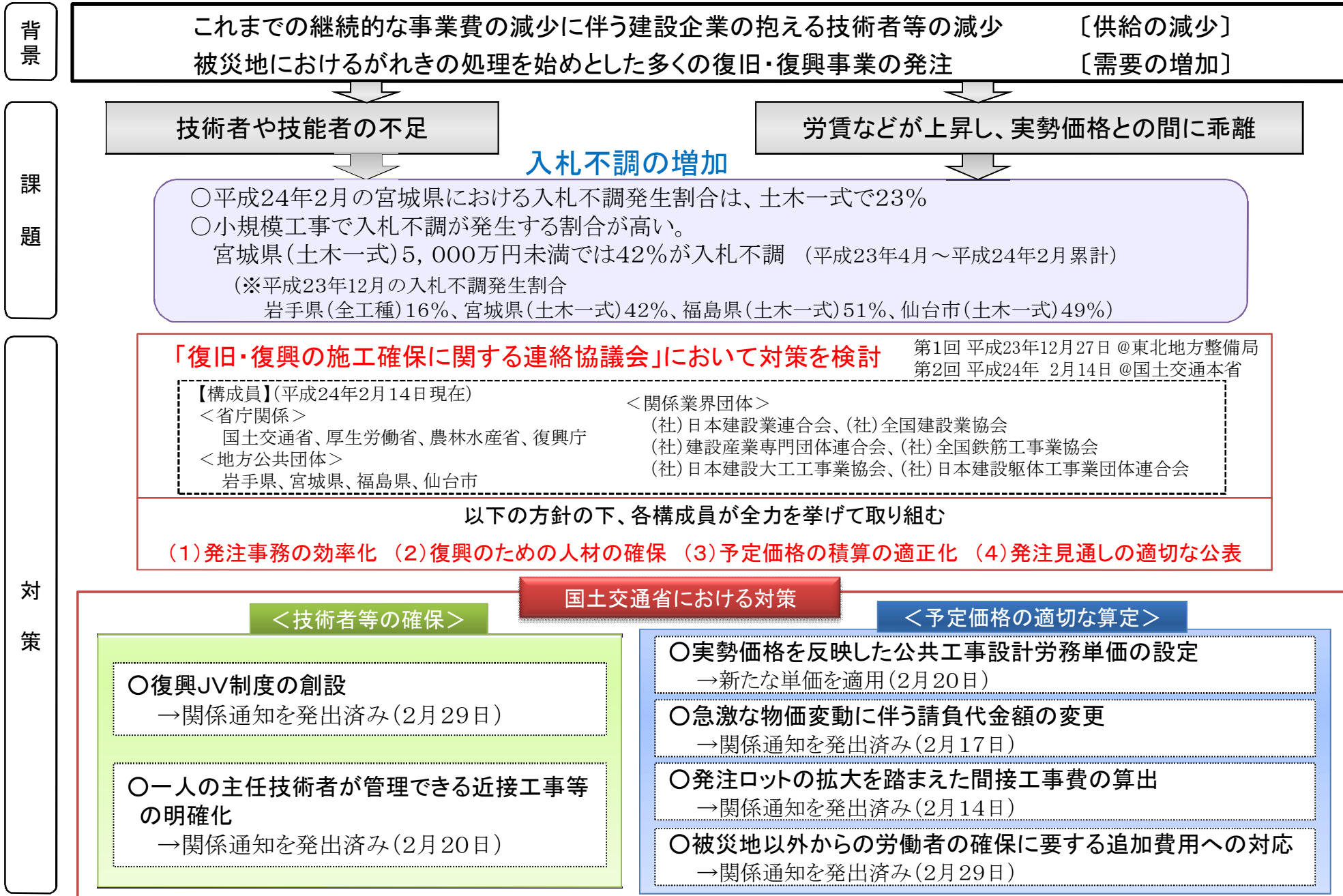


復旧・復興事業の施工確保対策について

平成24年3月14日

国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策(概要)



復旧・復興事業の円滑な施工確保のための取組について

平成24年2月14日
復旧・復興事業の施工
確保に関する連絡協議会

復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会は、本日開催された第2回会合において、復旧・復興事業における円滑な施工確保を図るため、以下の方針で対応することとしたところである。

今後、各構成員が、自ら及び他の主体と協力して取り組みを行うことを通じて、復旧・復興事業における円滑な施工を確保し、もって被災地における早期の復興に寄与することとする。

1. 今後、復旧・復興事業が本格化し、膨大な事業量の発生が見込まれる中で、各構成員（国、地方公共団体、関係業界団体）は、迅速かつ効率的な施工を確保するため、以下の方針の下、全力を挙げて取り組む。

（1）発注事務の効率化

- ① 入札・契約手続きの迅速化
- ② 発注ロットの大型化
- ③ 発注者支援方策の充実

（2）復興のための人材の確保

- ① 広域的な施工体制の構築
- ② 技術者の有効活用
- ③ 技能者の確保の推進

（3）予定価格の積算の適正化

- ① 実勢価格を反映した労務単価の設定
- ② 実態に見合った適正な費用の計上

（4）発注見通しの適切な公表

2. 各構成員においては以下の取組を行う。

（1）国

国土交通省においては、「国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策」を講じる。また、できる限り早期に対策の具体的な運用を通知すること等により、直轄事業において実施するのみならず、関係機関においても適切に対応が行えるようにする。

厚生労働省においては、建設労働者の能力開発や人材確保を図るため、中小建設事業主及び建設事業主団体が行う技能向上や雇用管理改善への取組への助成を行うとともに、職業訓練を引き続き実施する。

発注者としては、既に講じている対策を含めて、今後でもできる限りの取組を行う。

（2）地方公共団体

地方公共団体においては、それぞれ既にさまざまな対策を講じているところであるが、今後でもできる限りの取組を行う。

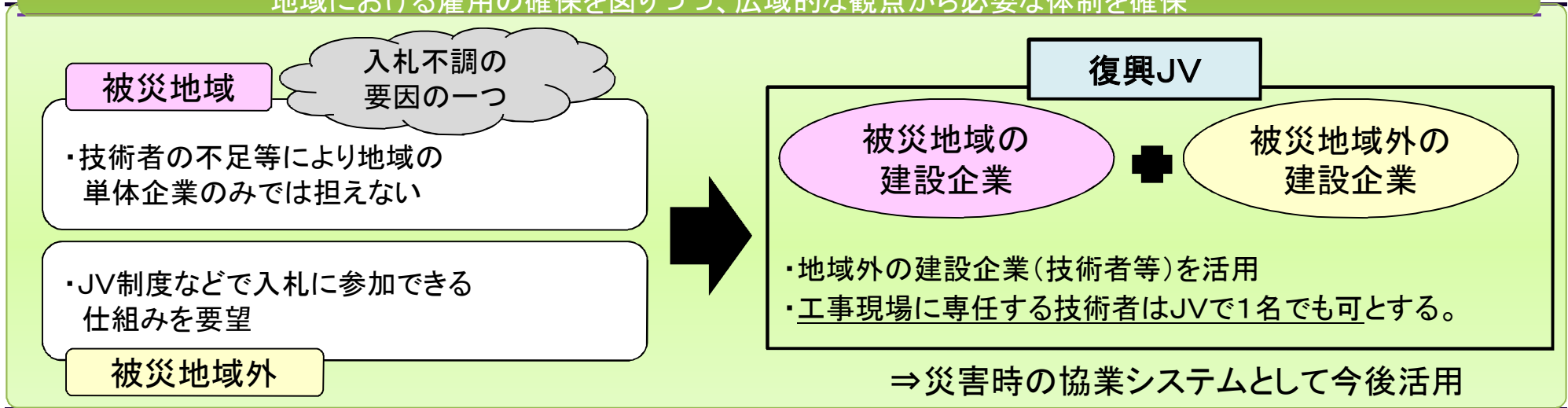
（3）関係業界団体

関係業界団体においては、引き続き、技術者・技能者や資機材等の確保に全力をあげることなどにより、復旧・復興事業の適正な施工を確保する。

3. 引き続き、現状把握に努めるとともに、連絡協議会における意見や要望等については、幹事会等を活用して個々の課題への対応を協議することとし、必要に応じて追加的な取組を講じる。

復興JV制度

岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興工事において、迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保



復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて(H24.2.29)

- ① 性格 地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と継続的に共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 被災3県における復旧・復興工事を対象とし、予定価格が5億円程度を上限とする工事
- ③ 構成員(数、組合せ及び資格)
 - ・ 2ないし3社
 - ・ 同程度の施工能力を有する者の組合せ
 - ・ 被災地域の地元の建設企業を1社以上含む
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 各登録機関毎に結成・登録できる共同企業体の数は、原則として1
単体との同時登録及び特定・経常・地域維持型JVとの同時結成・登録が可能
- ⑥ 代表者 原則として構成員において決定された地元の建設企業

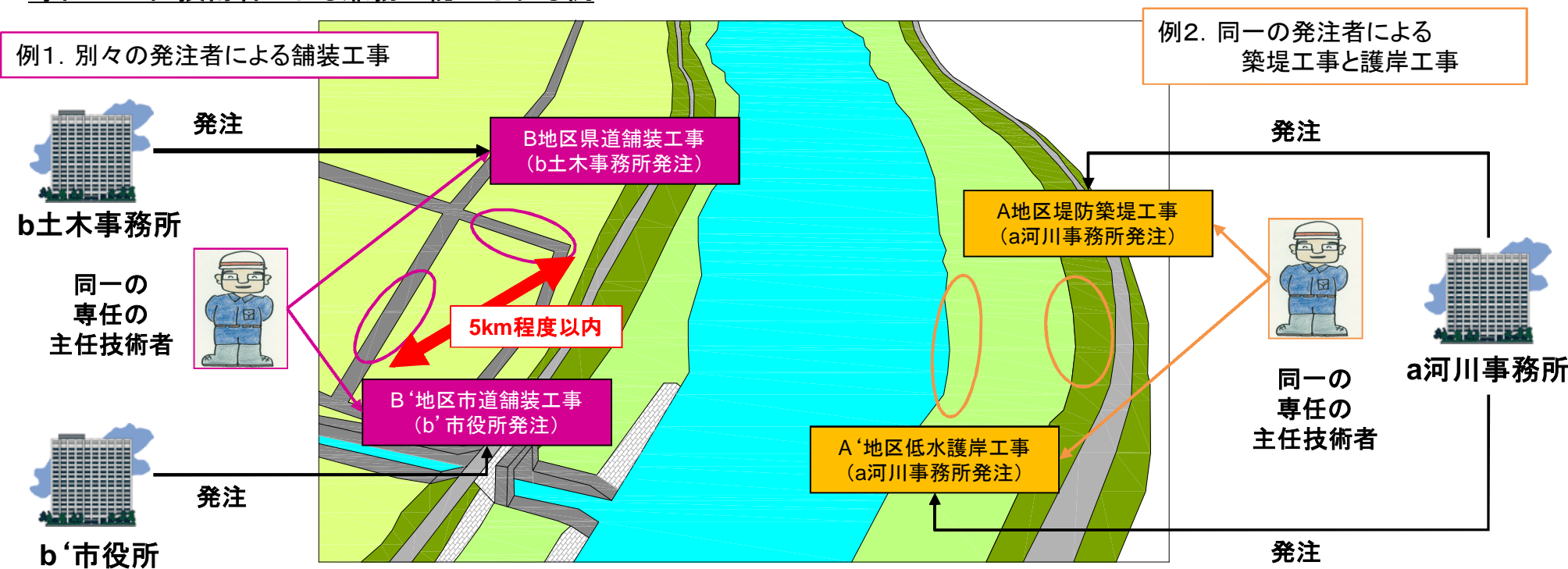
(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。



- (1) 工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事で、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。
- (2) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

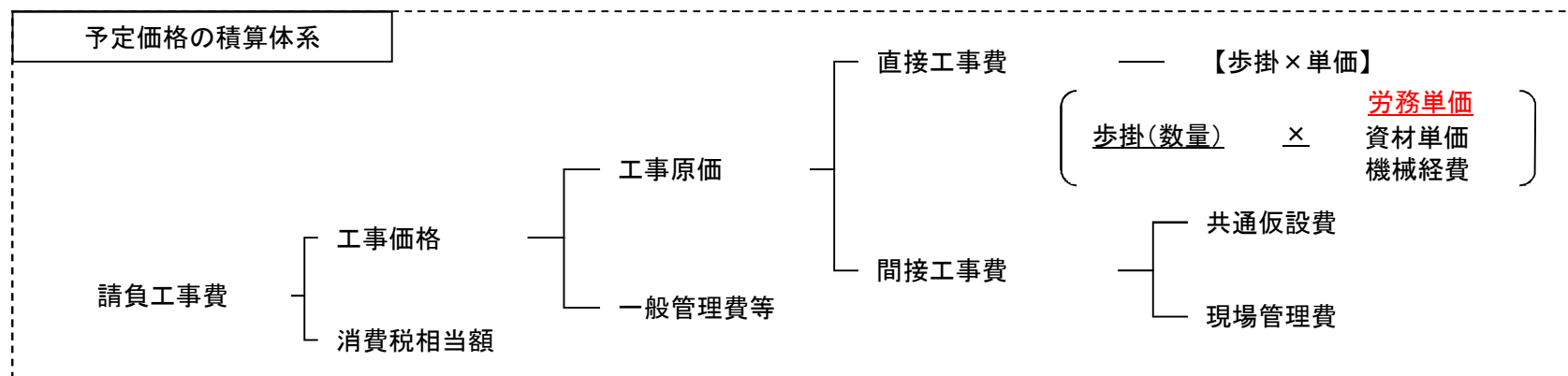
●専任の主任技術者による兼務が認められる例



工事の難易度、工事現場の距離等を踏まえ、適正な施工に遺漏の無いように判断する

公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価(国、地方公共団体、独法等が積算に利用)
 ※ 個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- **設定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約20万人)の賃金支払い実態を調査し、取引の実例価格として年1回設定。



○ 実勢価格を反映した労務単価の設定:

被災地において労務単価の急激な変動が見られ、現在の公共工事設計労務単価が「取引の実例価格」と言えない状況が発生していること、被災三県において不調・不落が多発しており、労務単価の見直しが求められていることから、建設企業への調査や統計調査の結果等(現時点で得られる被災地の労務費の実態を表わす調査すべて)を活用した最新月への補正係数を算出し、現在の設計労務単価に乗じて補正した単価を、2月20日より適用している。

岩手県・宮城県・福島県における公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)

都道府県名	01特殊作業員	02普通作業員	03軽作業員	04造園工	05法面工	06とび工	07石工	08ブロック工	09電工	10鉄筋工	11鉄骨工	12塗装工	13溶接工	14運転手 (特殊)	15運転手 (一般)
03 岩手県	14,300	11,800	8,700	14,000	15,700	13,200	17,900	17,200	13,400	14,500	13,000	12,700	13,900	15,700	13,300
04 宮城県	15,400	11,800	9,300	14,900	15,500	14,200	18,700	17,900	14,400	16,800	14,000	14,300	14,300	16,800	15,100
07 福島県	13,900	10,700	9,200	14,500	15,700	14,900	17,400	17,200	14,700	15,500	13,300	14,900	14,700	12,900	11,600

都道府県名	16潜かん工	17潜かん 世話役	18さく岩工	19トンネル 特殊工	20トンネル 作業員	21トンネル 世話役	22橋りょう 特殊工	23橋りょう 塗装工	24橋りょう 世話役	25土木一般 世話役	26高級船員	27普通船員	28潜水士	29潜水連絡 員	30潜水送気 員
03 岩手県	21,500	25,600	16,100	19,800	14,800	21,000	17,300	18,500	21,700	17,900	18,600	15,200	28,000	17,300	17,600
04 宮城県	22,400	26,600	16,700	20,400	15,400	21,800	17,900	19,200	22,600	18,100	19,500	15,900	29,100	17,900	18,200
07 福島県	21,600	25,700	16,100	19,300	14,900	21,000	17,300	18,500	21,200	16,200	18,600	15,200	28,100	17,300	17,600

都道府県名	31山林砂防工	32軌道工	33型わく工	34大工	35左官	36配管工	37はつり工	38防水工	39板金工	40タイル工	41サッシ工	43内装工	44ガラス工	45建具工	46ダクト工
03 岩手県	—	18,700	16,800	15,100	15,700	13,600	13,600	13,000	13,700	—	15,000	13,500	12,900	12,100	12,900
04 宮城県	—	19,600	18,100	15,700	16,500	14,900	14,100	13,700	14,200	—	15,500	14,000	13,400	12,600	13,800
07 福島県	16,700	21,700	14,200	15,700	14,900	14,700	13,500	14,500	14,500	15,200	15,400	14,700	12,900	12,000	14,200

都道府県名	47保温工	48建築 ブロック工	49設備機械工	50交通誘導員 A	51交通誘導員 B
03 岩手県	14,000	13,500	13,800	7,900	7,400
04 宮城県	15,000	14,000	15,200	8,800	8,000
07 福島県	14,000	12,800	14,800	8,600	7,900

平成23年度公共工事設計労務単価との比較

岩手県 **100%**(普通作業員、運転手、土木一般世話役等) ～ **111%**(交通誘導員)

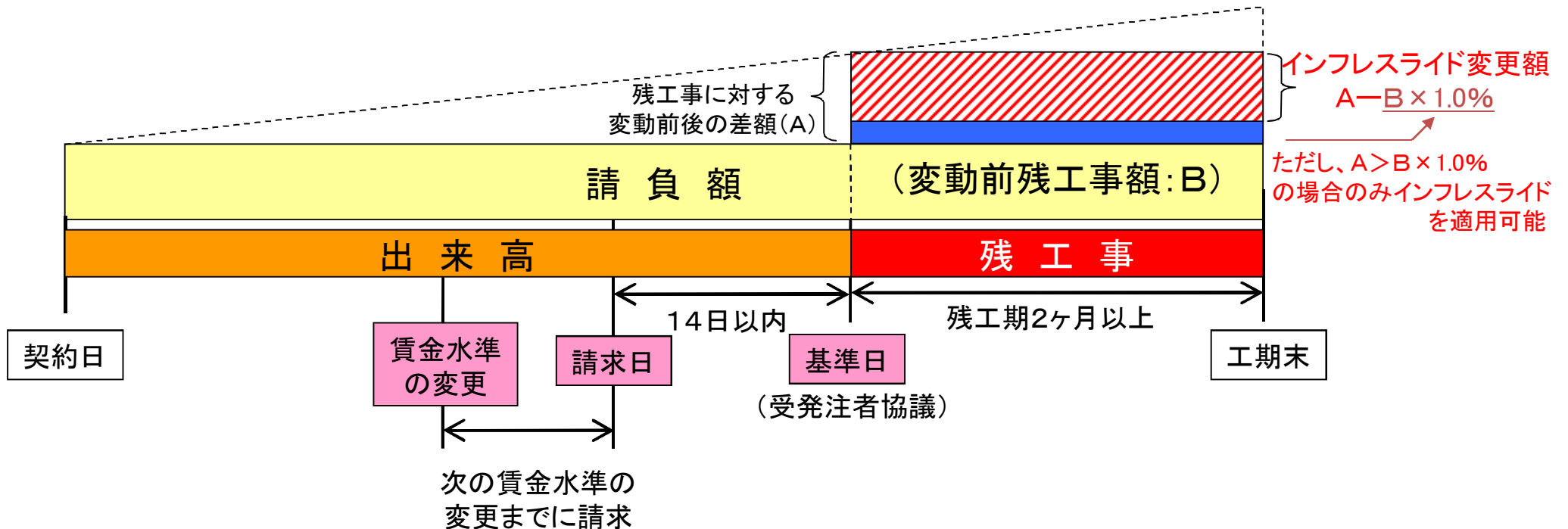
宮城県 **105%**(土木一般世話役、船員等) ～ **111%**(交通誘導員)

福島県 **100%**(普通作業員、運転手、土木一般世話役等) ～ **105%**(とび工、鉄筋工、型枠工、左官等)

工事請負契約書 第25条第6項(インフレスライド条項)

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライドの概要(工事請負契約書 第25条第6項)



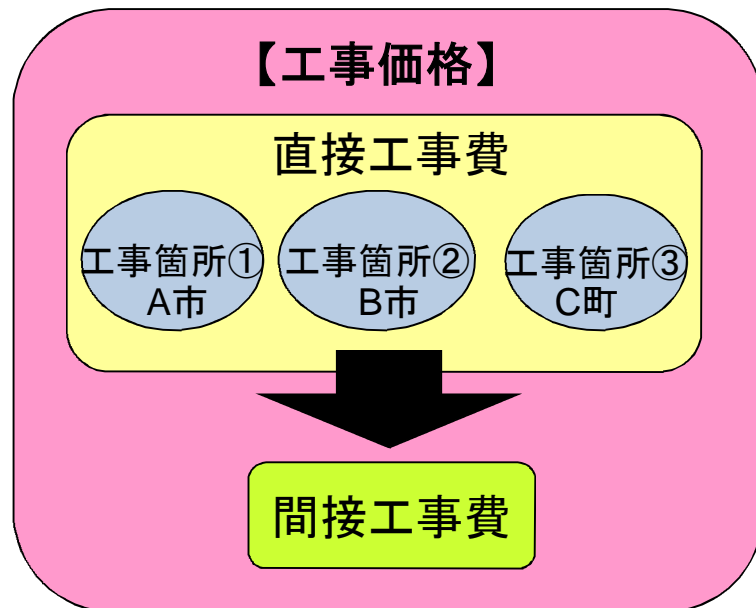
●施工箇所が点在する工事の間接工事費の算定

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が考えられるため、「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所(市町村単位)ごとに間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の算出を可能とする。」こととしており、その適用について周知を図る。

■間接工事費 計上のイメージ

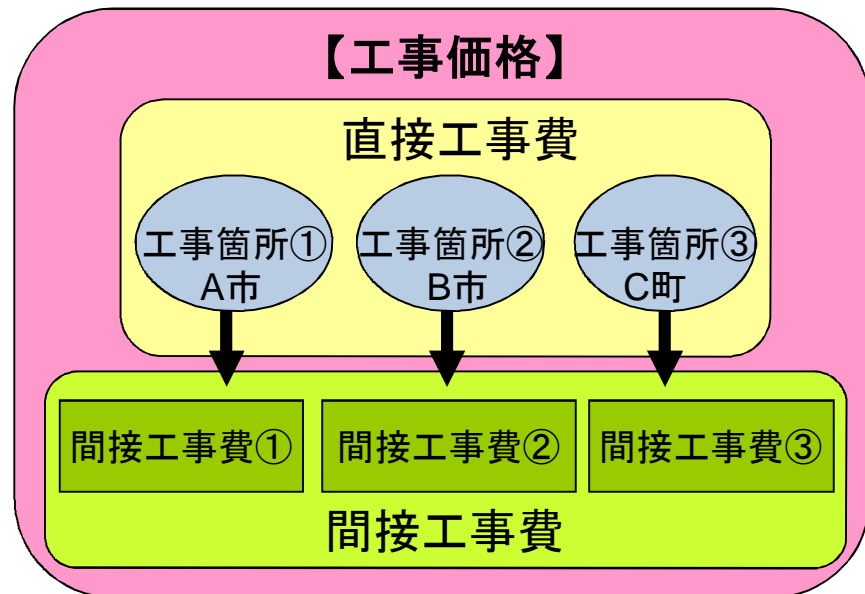
○現在の積算方法

※直接工事費の総価に間接費率を掛けて計上

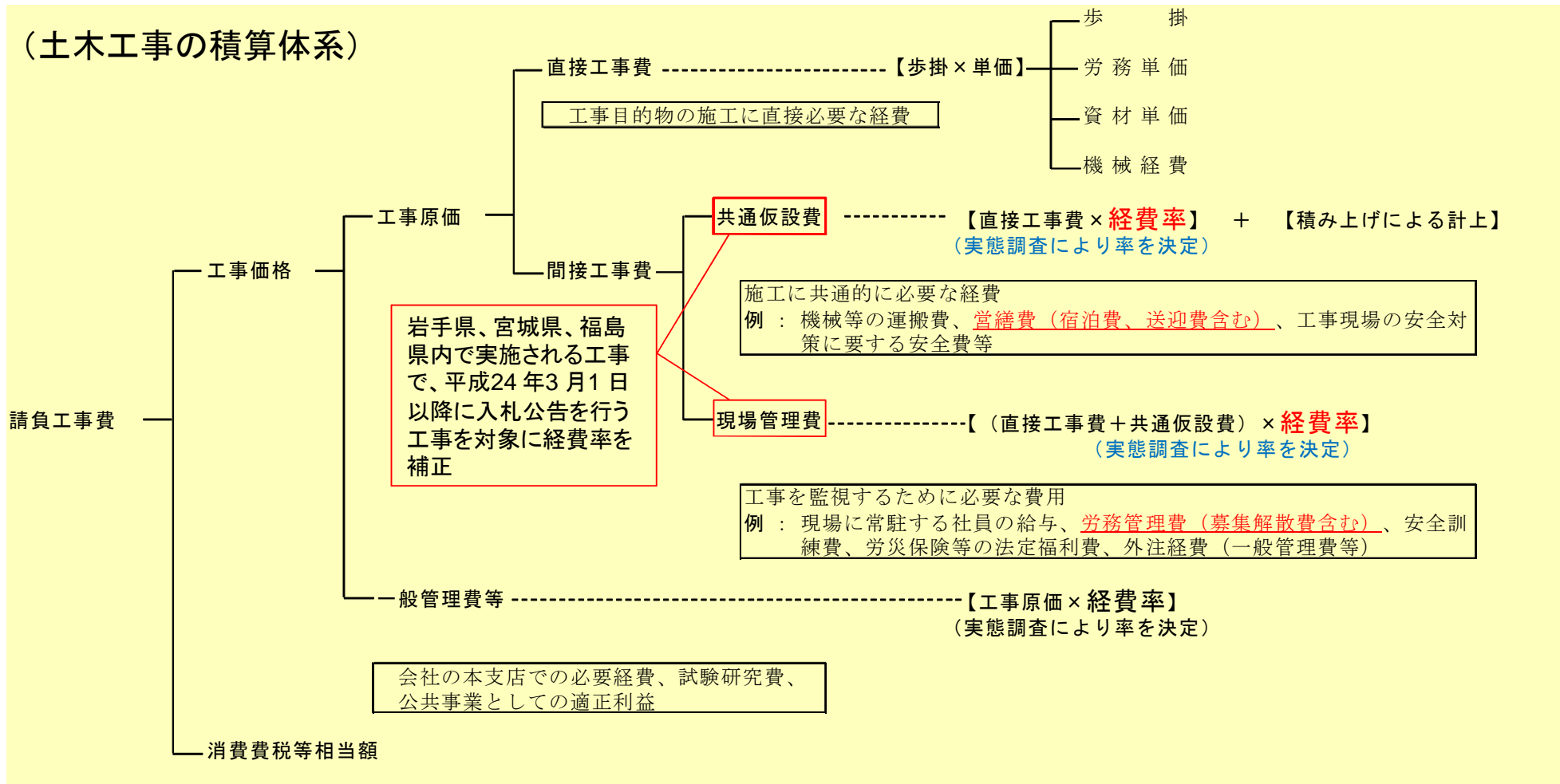


○工事箇所(市町村単位)ごとの算出方法

※工事箇所ごとの直接工事費に間接費率を掛けて計上



被災地以外からの労働者確保に要する追加費用への対応



一般土木工事の標準的な構成割合

※平成20年度諸経費調査における構成割合

直接工事費(59%)			共通 仮設費 (11%)	現場管理費 (22%)	一般 管理費 等 (8%)
材料費(30%)	機械 経費 (11%)	労務費(18%)			